

募集要領

1 件名

「松山市SNS子ども子育て相談窓口事業」業務委託

2 概要及び目的

この要領は、身近なコミュニケーションツールであるLINEを活用した相談窓口を設置し、家庭環境などにより、既存の電話や来所、訪問等による相談窓口の利用が難しい方や、SNSが主なコミュニケーションツールである若年層が、より気軽に相談できる体制を構築することで、児童虐待やDV被害の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、ひとり親家庭などの子育て家庭等に対する、きめ細かな支援に繋げることを目的とし、民間の知識・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものである。

3 業務内容

仕様書（別紙１－１）のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和７年３月31日まで

5 実施期間

令和５年４月１日から令和７年３月31日まで

6 実施場所

受託者の定める特定の場所とする。ただし、相談者に関するプライバシーの保護が図られ、かつ、受託者が個人情報を適切に管理できる場所であること。

7 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

8 提案限度価格

29,180,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳） 令和５年度 14,830,000円

令和６年度 14,350,000円

なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

9 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

①法人格を有している者

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者

でないこと。

③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

④国税及び地方税を滞納している者でないこと。

⑤当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。

⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

⑦松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

10 募集要領等の配布

（1）期間

令和4年10月24日（月曜日）から令和4年11月9日（水曜日）まで

（2）場所

松山市築山町12番33号 松山市青少年センター内

松山市子ども総合相談センター事務所

（3）方法

配布場所で直接受取るか、松山市ホームページよりダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

＊配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く）

11 評価基準

（別紙2）評価基準書のとおり

12 選考方法

①委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

②委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。

③選考は、原則、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。

④選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

- ⑤評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- ⑥選考結果は参加者すべてに通知する。
- ⑦参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

13 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者を置き、意見を求めるものとする。

14 募集要領に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間

令和4年10月24日（月曜日）から令和4年11月11日（金曜日）17時まで

(2) 受付方法

質問書（様式2）に質問事項を記載し、電子メールで提出すること。電話、来庁、FAX、口頭等での質問は受け付けない。

また、電子メールの表題を「プロポーザル質問書（会社名）」とし、電子メールを送信した後に、子ども総合相談センター事務所担当者まで送信した旨の電話連絡をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

メールアドレス：kodomosoudan@city.matsuyama.ehime.jp

(3) 回答及び公表

質問者に令和4年11月15日（火曜日）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

15 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和4年11月21日（月曜日）17時【必着】

(2) 提出書類

「17. 提出書類 1～5」の書類を提出すること

(3) 提出場所

〒790-0864 愛媛県松山市築山町12番33号 松山市青少年センター内
松山市子ども総合相談センター事務所 総務・調整担当宛

(4) 提出方法

持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

16 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年12月9日（金曜日）17時【必着】

(2) 提出書類

「17. 提出書類 6～11」の書類を提出すること。

(3) 提出部数

各10部（正本1部・副本9部）

(4) 提出場所

〒790-0864 愛媛県松山市築山町12番33号 松山市青少年センター内
松山市子ども総合相談センター事務所 総務・調整担当宛

(5) 提出方法

持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

※持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

17 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5、及び8、9の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書〔様式1〕	印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑） ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること
2	印鑑証明書〔原本〕	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書 （発行後3か月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書 〔原本〕	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書 （発行後3か月を超えないもの）
4	完納証明書〔原本〕 又は 納税証明書〔原本〕	次の証明書を添付すること（発行後3か月を超えないもの） ①松山市で課税がある場合（松山市に本店、支店、営業所、出張所等がある場合など） ・松山市（納税課）が発行する完納証明書 ②上記以外の場合 ・本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 <u>※松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること</u> <u>※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に子ども総合相談センター事務所に相談すること</u>

5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書〔原本〕 (未納の税額がないことの証明) その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書 (発行後3か月を超えないもの) <u>※免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること</u> <u>※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に子ども総合相談センター事務所に相談すること</u>
6	企画提案書	・A4サイズ縦置きとし、表紙に『「松山市SNS子ども子育て相談窓口事業」業務委託 企画提案書』と記載し、余白に会社名等を記入すること ・評価基準書(別紙2)の評価事項に沿って企画提案書を作成すること ・枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと
7	会社概要〔様式3〕	
8	直前2年分の財務諸表類 (貸借対照表及び損益計算書の写し)	
9	経営状況等調査表〔様式4〕	
10	本業務への執行体制等 〔様式5〕	
11	参考見積書〔様式6〕	公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

18 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施日時

令和5年1月上旬【予定】

詳細は別途通知する。

(2) 実施場所

詳細は別途通知する。

(3) 実施時間

1者につき35分程度 プレゼンテーション 20分程度【予定】

ヒアリング 15分程度【予定】

(4) 出席者

① 1者につき3名までとする。

② 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資

料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコン・プロジェクター等は参加者が用意すること。

また、新型コロナウイルスの感染予防対策として、当日は必ずマスクを着用し、発熱等の体調不良がある者は参加しないこと。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。

19 スケジュール

- (1) 実施手続きの開始・公表
令和4年10月24日（月曜日）
- (2) 募集要領等に関する質問の受付
令和4年10月24日（月曜日）～令和4年11月11日（金曜日）
- (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表
令和4年11月15日（火曜日）
- (4) 参加表明書の提出締切り
令和4年11月21日（月曜日）
- (5) 応募業者数等の公表
令和4年11月24日（木曜日）
- (6) 提案書等の提出締切り
令和4年12月9日（金曜日）
- (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施
令和5年1月上旬【予定】
- (8) 特定・非特定結果の通知・公表
令和5年1月中旬【予定】
- (9) 契約締結・公表
令和5年1月下旬【予定】

20 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②募集要領に違反した場合
- ③公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- ④提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤正当な理由なく提案書等の内容に関する質疑に応じなかった場合
- ⑥公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- ⑧コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

21 留意事項

- ①本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ②提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- ③提出された書類等は返却しない。
- ④採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- ⑤提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑥提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ⑦本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- ⑧提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- ⑨本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- ⑩特定結果の公表の際は、候補者以外の業者名と評価結果が結びつかないよう配慮する。
ただし、参加業者数が2者のみの場合はこの限りではない。

22 事務局

〒790-0864

松山市築山町12番33号

松山市保健福祉部 子ども総合相談センター築山事務所 担当：須賀、品川、佃

TEL：089-943-3215

FAX：089-943-3070

メールアドレス：kodomosoudan@city.matsuyama.ehime.jp